

## 〈参考〉

### 施行規程で定めること

条例の運用を円滑に進めるために必要な詳細な取り決めは、施行規程で定めます。主なポイントは次のとおりです。

**目的** 二宮町議会ハラスメント根絶条例の施行に関し、必要な事項を定める。

#### 代表者会議

- 構成：議長、副議長、議会運営委員長、議会基本条例推進委員長の4名で構成。議長が会長を務める。男性1名以上、女性1名以上を含む。
- 構成員が当事者になった場合の代行順位：
  - ① 事案の当事者が議長とされている場合→副議長
  - ② 議長及び副議長がともに当事者となった場合→議会運営委員長
  - ③ 議長、副議長及び議会運営委員長がともに当事者となった場合→議会基本条例推進委員長

#### 調査委員会

- 委員・構成：（1）弁護士、司法書士その他のハラスメント事案に関する専門的な知識を有する者1名以上（2）人権についての見識を有する学識経験者1名以上（3）議会議長または議員1名
- 委員が会議に出席したときの謝礼について規定
- 委員会は、非公開
- 委員の守秘義務について規定。その職を退いた後も同様とする。

#### 公表の方法

- ①二宮町議会だよりへの掲載 ②二宮町議会ホームページへの掲載 ③その他議長が適当と認める方法

#### 研修

- ハラスメント根絶・防止のための研修を原則年1回実施。議会基本条例推進委員会が所管する。